

遠距離通学費補助金 Q&A

Q	A	
1	<p>土曜日・日曜日にも使用できる定期券を購入しているが、補助対象となりますか？</p>	<p>現に購入した定期券であれば対象となります。</p>
2	<p>3か月定期券を購入している場合の定期券購入費は『3か月定期券の金額÷3』で計算しますか？</p>	<p>補助の対象として考える経費は『1か月分の定期券を購入した場合に要した費用』であるため、3か月定期券を購入していても、それと同種類の1か月定期券の購入費用となります。費用の確認は各交通機関のホームページで調べるか、問い合わせをしてください。</p>
3	<p>学期定期を購入している場合の定期券購入費はどのように考えればよいですか？</p>	<p>交通機関の販売方法によります。</p> <p>【遠州鉄道】 その種類の1か月定期券の購入費用</p> <p>【伊豆急行】 定期購入費用÷(※定期の日数÷30日) ※割り切れない場合は小数点第二位を四捨五入</p>
4	<p>回数券を購入している場合は補助対象となりますか？</p>	<p>交通機関等が定期券を発行していない場合は、対象となります。経費は『運賃×必要とする登校日数』とします。</p> <p>交通機関等が定期券を発行している場合で、本人の都合により回数券を購入した場合は、対象とはなりません。</p>
5	<p>4月1日が日曜日(土曜日)の場合、購入した日は4月2日(3日)でも良いですか？</p>	<p>可とします。</p>
6	<p>1年生も4月1日における定期券の購入をしていなければいけませんか？</p>	<p>入学式の日又はその翌日における定期券の購入が確認できれば可とします。</p>
7	<p>4月から授業料の減免を受けている生徒が、4月は15,000円未満の定期券を購入していたが、5月から15,000円以上の定期券を購入した場合は、5月分から補助金が交付されますか？</p>	<p>実施要領6により交付しません。</p>
8	<p>6月から授業料の減免を受けることになった生徒は、対象の補助金となりますか？また、4月分から交付されますか？</p>	<p>補助金の対象となります。</p> <p>6月～翌3月分の補助金が交付されます。</p>
9	<p>実施要領3(5)の基準が適用されるのは定時制の生徒だけですか？</p>	<p>全日制の生徒にも適用となります。</p>
10	<p>父が海外赴任で所得割額の確認ができず、母の所得割額が0円の場合は補助金の対象となりますか？</p>	<p>海外赴任のため所得割額が確認できない場合は補助金の対象となりません。</p>